院内感染対策委員会規程

第1章　　総則

第一条 目的
　この規程は、院内感染対策委員会の設置ならびに運営に関して定めるものとする。
　この委員会は、当院における患者ならびに従業員の院内感染に関する重要事項を調整審議し当院の院内感染対策をより効果的に推進する。また、院内感染防止に留意し、感染症発生の際には、拡大防止のため　その原因の速やかな判定、制圧、終息を図る。

第二条 院内感染対策委員会の設置
　前条の目的を達成するために、院内に「院内感染対策委員会」を設置する。

第2章　　委員会

第三条 委員の構成
1. 院内感染対策委員会の構成は、以下の通りとする。
　委員会は、病院長を含む各専門職を構成員として組織する委員会を設ける。
　（医師、看護師、臨床検査技師、栄養士、薬剤師、事務部門）

第四条 委員会の所轄事項
1. 院内感染対策委員会の開催および運営
2. 院内感染対策委員会に関する資料の収集と職員への周知
3. 院内感染対策およびマニュアルの作成・見直し
4. 職員研修の企画・実施
5. 院内感染発症時の原因究明・改善策立案と実施・全職員への周知
6. 院内感染事故に関する訴訟に関すること

第五条 委員会の開催および活動の記録
1. 委員会は原則として、月1回定例会を開催するほかに、院内感染発症時には必要に応じて委員長が委員会を招集できる。
2. 委員長は委員会を開催した時は、速やかに検討の要点をまとめた議事の概要を作成し、2年間これを保存する。
3. 委員・職員は職種・職位に関わらず院内感染の防止に関して自由に発言できる。
4. 緊急の場合には、委員長判断により臨時に開催できる。

第六条　医療に関する法律により対象となる感染症を診断した医師は直ちに保健所を通じて都道府県知事へ届けなければならない。

第七条　患者への感染症に共通する感染対策の基本方針は以下の通りである

1. サーベイランスのための検査をする際には、患者にその意義と必要性を説明し、理解と同意を得る。
2. 検査結果を患者本人に告知する際、プライバシー保護に充分な配慮を要する。
3. 感染性の高い疾病を有する患者に隔離が必要な場合、患者・家族に対し疾病の特殊性・隔離の必要性・隔離中の注意事項を充分に説明して、理解と同意を得なければならない。

第八条　職員の感染対策の基本方針は以下の通りである

1. 日常の健康管理においては、自己責任による管理を原則とする。
2. 感染に関する院内感染対策について熟知し当院の職員として自覚を持つことが望ましい。
3. 感染症発生時は速やかに直属の上司を通じて、委員長・院長へ報告することを義務とする。

平成23年5月25日制定
平成23年 9月1日改訂
平成25年4月12日改訂
平成27年9月1日改訂
平成28年9月1日改訂
平成29年10月1日改訂
平成30年9月1日改訂
令和元年10月1日改訂
令和2年10月1日改訂
令和3年10月1日改訂
令和4年10月1日改訂
令和5年10月1日改訂
令和6年10月1日改訂

医療法人社団　　春日部さくら病院